

令和7年度 名取市定額減税補足給付金（不足額給付分）申請書

本給付金は申請により、下記の全ての条件に該当する住民に対して、一律支給するものです。

- ・所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（本人として定額減税対象外）
- ・税制度上、「扶養親族」から外れてしまう（扶養親族等としても定額減税対象外）
- ・低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

< 給付対象になり得る者の例 >

- ・青色事業専従者、事業専従者(白色)
- ・合計所得金額48万円超の者

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

名取市長殿

名取市
受付印

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

上記の情報が誤っていた場合は、訂正して申請をお願いいたします。

【誓約・同意事項】 全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

下記の支給要件に該当する場合、原則として **4万円()** が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。この要件に該当するか、または支給対象となることについて市町村に事前に確認しています。令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

【代理申請を行う場合】 「申請者ご本人」と「代理人」両方の身分証明書、「代理人の名義の通帳の写し」を添付してください。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
				大正・昭和・平成 年 月 日

上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。

申請者氏名 署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座（原則、1.の申請・請求者の口座とします。）

以下のいずれか一つのチェック欄()にシを入れてください。

下記の口座への振込を希望します。

(通帳見開きページもしくはキャッシュカード等の写し・本人確認書類(マイナンバーカード(表面)・運転免許証・健康保険証など)を添付する必要があります)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	普通		「1.申請・請求者」名義に限る。 通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は 欄にご記入下さい)		通帳番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) 通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をご記入ください。	1			

マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。

上記の「公金受取口座」とはマイナンバーカードに登録されている口座のことです。(通帳等の写しは不要)

提出書類

『調整給付金(不足額給付分)申請書』(本書類)

必要事項をご記入ください。

- 誓約・同意事項(表面中段)
- 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
- 振込口座(裏面上部)
- 署名(裏面下部)

『令和6年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の写し(コピー)』

受給要件の確認に必要な令和6年分所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

『事業主の令和6年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』

青色事業専従者または事業専従者の方のみご注意ください。

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)、
いずれか1点

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2.振込口座」で をチェックした方のみ)

通帳またはキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)、
いずれか1点

以下は該当する場合に添付が必要となります

給付種類の異なる、支給要件を満たさない給付金を受給している場合のみ添付が必要です

給付種類の異なる、支給要件を満たさない給付金を返還したことの証明書(領収書)

別世帯のご親族の方が代理申請する場合のみ添付が必要です

申請者ご本人が『登記されていないことの証明書』

『親族関係を証明する書類(戸籍謄本または住民票)』

戸籍謄本または住民票は、発行後3か月以内のものを添付してください。

戸籍謄本または住民票は、ご本人と代理人の関係がわかるように(つながるように)取得してください。

【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付金を受け取ることができません)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名